



環 創 — 809

平成21年 9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久 様
(誘致企業室扱い)

秋田県知事 佐竹 敬久



大仙神岡地区工業団地（仮称）整備事業環境影響評価
方法書に対する意見について（通知）

このことについて、秋田県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定された項目及び手法の見直しを行うなど適切に対応してください。

- ・ 動植物及び生態系の調査に当たっては、できる限り地元有識者から情報を収集しながら実施するよう努めること。

【担当】

生活環境文化部環境あきた創造課

環境審査班 川村、川原

電話 018-860-1601